

事業者各位

環境省 経済産業省 財務省
厚生労働省 農林水産省

容器包装利用・製造等実態調査の実施について

東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

(調査目的)

ごみの減量化及び資源の有効利用を目的として、平成9年4月から「容器包装リサイクル法」がスタートし、平成12年4月からは、本法の対象範囲がさらに広がり完全施行されました。本法により、事業者には、市町村が分別収集した容器包装廃棄物について、再商品化（リサイクル）する義務が生じることとなっており、各事業者に課せられる再商品化義務量は、国が毎年度公表する量・比率等に基づき、算出されます。

本調査は、この量・比率等を定めるため、別添調査票により、各事業者の現在の容器包装の利用・製造等の有無、容器包装の種類ごとの使用量、出荷量及び販売額等について調査を実施するものです。

被災地の方々におかれましても、以上の調査の趣旨をご理解いただき、可能な限り本調査へご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、震災の影響により、期限までの提出に支障が生じた方に対しては、状況に応じて柔軟に対応しますので、提出先の事務局まで御相談ください。

本調査の同封物は以下のとおりです。

①本紙 ②本調査票(A4×8頁) ③簡易回答票(A4×1頁)※容器包装を利用・製造等していない事業者用
④記入上の注意 ⑤本調査Q & A ⑥説明会申込用紙 ⑦返信用封筒

本調査は、統計法に基づく一般統計調査であり、その実施について総務大臣の承認を受けて実施するものです。御多忙中恐縮ではありますが、下記期限までに調査票に必要な事項を記入のうえ、調査票をお送りいただくようお願い申し上げます。なお、御回答いただいた調査票については、前記目的のみに使用し、個人情報を含む全てのデータについて責任を持って守秘いたします。

(備考)

- 本調査は、容器包装リサイクル法を担当する環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省が共同で実施するものですが、調査票の送付・回答のとりまとめ・集計等は、農林水産省及び経済産業省が実施します。なお、調査結果の概要については下記ホームページに掲載いたします。
- 貴社（あなた）が、容器包装の利用・製造等を行っていない場合でも、量・比率等の決定に反映させる必要がありますので、お手数ではございますが、同封いたしました簡易回答票(A4×1枚)の設問に御記入の上、同封いたしました返信用封筒にて投函していただくか下記FAX番号宛に御返送をお願いします。
- 本調査の詳細につきましては、各地方経済産業局及び各地方農政局の共催にて説明会を開催いたします。説明会の日時・場所等につきましては、本紙裏面に記しております。また、下記ホームページでも、容器包装リサイクル法関連のパンフレット、Q & Aや本調査の説明資料、記入例等を掲載しておりますのでご参照下さい。なお、本調査に関する問い合わせ等につきましては、下記の問い合わせ先でも受け付けております。

記

1. 回答期限 平成23年 7月19日(火)
2. 調査に関するお問合せ先 容器包装利用・製造等実態調査事務局
電 話：03-5800-4410(土、日、祝日を除く、AM9:00~PM6:00)
3. 簡易回答票返送先 容器包装利用・製造等実態調査事務局
FAX番号：0120-515011
4. 関連ホームページ 下記ホームページより調査票、説明資料等のダウンロードが可能です。
また、ご協力頂いた調査の結果についてもこちらに掲載する予定です。
(経済産業省) http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html
(農林水産省) <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/youki/index.html>
※電子申請による提出を希望される方は、e-Gov電子政府の総合窓口
(<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) から手続きが可能です。
(詳細は同封の「記入上の注意」P.1をご参照下さい。)